

回答番号	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	細目	項目名	質問事項	公表回答
1	実施方針	2	第1	1	(5)			対象施設	県立産業体育館が本事業対象外となっておりますが、県立産業体育館は廃止にならないということでしょうか。廃止にならないということは、その機能（イベント等）は新体育館には必要ないということでしょうか？	米子産業体育館は県有施設として廃止予定ですので、その機能（イベント等）は、新体育館に必要となります。
2	実施方針	2	第1	1	(5)			対象施設	県立産業体育館が本事業対象外となっておりますが、県立産業体育館は今までのとおり廃止になるのでしょうか？廃止になるのであれば、その機能（イベント等）は、新体育館に必要になるということでしょうか。	米子産業体育館は県有施設として廃止予定ですので、その機能（イベント等）は、新体育館に必要となります。
3	実施方針	3	第1	1	(6)	②		開館式典	開館式典に係る費用を積算するため式典に係る招待者人数の想定をご教示ください。	開館式典に参加する人数に関しては別途市と協議とします。
4	実施方針	4	第1	1	(6)	③		維持管理業務	現行の維持管理業務内容をご教示ください。	資料22として追加いたします。
5	実施方針	4	第1	1	(6)	③		修繕業務	経常修繕・計画修繕・大規模修繕のそれぞれについて客観的指標（1件あたり費用等）をご教示ください。	修繕の考え方は以下のとおりです。1件あたりの費用については、募集要項等の公表時に示すことを検討しています。 大規模修繕＝資産価値の向上又は耐用年数の延長につながるもの 計画修繕＝事業期間中の性能を保持するために長期修繕計画に基づき実施する修繕や耐用年数を迎える機器の部品交換等を実施するもので大規模修繕に該当しないもの 経常修繕＝大規模修繕、計画修繕修繕を除く日常的な小規模な損傷の修繕
6	実施方針	4	第1	1	(8)			事業の期間(予定)	屋外キュービクルは要求水準案p25ページ記載の屋外受変電設備のことでしょうか。用途・スペックをご教示いただけますでしょうか。	屋外キュービクルはご理解のとおり要求水準案P25記載の屋外受変電設備を指します。 現在、米川以西の公園内既存体育等施設の電力については、市民体育館のキュービクルから供給を行っている関係で、市民体育館を解体すると他の施設への電力供給が行えなくなることから、その対策として市民体育館解体前に屋外キュービクルの設置を行い、他の施設への電力供給ルートを確保するものです。 ただし、現在市民体育館から電力供給を行っている県営東山水泳場については、市民体育館の解体に伴い新たに単独でキュービクルを設置するため、本事業で設置する屋外キュービクルから電力供給を行う必要はありません。 その他詳細については募集要項等の公表時にお示しします。
7	実施方針	4	第1	1	(8)			事業の期間	供用開始日を早める提案を行うと、維持管理運営期間が長くなるため、費用が増額することになります。増額分は発注者側の負担になるのでしょうか？	ご理解のとおりです。
8	実施方針	4	第1	1	(8)			事業の期間	供用開始日を早める提案を行うと、提案評価点が上がるのでしょうか。	評価基準は募集要項等の公表時にお示しします。
9	実施方針	4	第1	1	(8)			事業期間	新体育館は令和6年4月1日以降、事業者提案に基づく設計・施工・運営準備の後、令和9年4月1日までの間で任意の日から令和24年3月を終期として維持管理運営を行うことを規定されています。 米子市民体育館（既存体育館）は、令和8年3月31日までは、現指定管理者による維持管理運営が行われるとのことですが、新体育館の開館を令和8年4月1日より早める提案を行った場合、2つの体育館が併用されることを許容するという認識でよいでしょうか。	既存の市民体育館は令和6年11月1日以降に解体に着手することとなり、それに先立ち供用を停止いたしますので、2つの体育館が併存することはないと考えております。
10	実施方針	5	第1	1	(8)			本事業の事業期間	「本事業の事業期間は、令和6年4月1日から令和24年3月31日までとし、…」とありますが、事業期間は延長可能でしょうか。また、どんな理由（条件）であれば、延長できるか教えてください。	事業期間については、現時点で延長する考えはありません。ただし、次期の契約を同一事業者（SPCの構成員）と締結する可能性はあります。
11	実施方針	5	第1	1	(10)	①		施設整備に関連する業務に係る対価	所有権移転後に支払われるということは、工事期間中の出来高支払いはされない予定、との理解でよろしいでしょうか。	新体育館の整備に当たり国補助金の活用を想定しており、補助金として交付を受けた額についてはその都度一括で支払う予定です。
12	実施方針	5	第1	1	(10)	①		施設整備に関連する業務に係る対価	施設整備に関連する業務に係る対価について「…事業契約においてあらかじめ定める額を割賦方式により市がPFI事業者を支払う」とありますが、あらかじめ定める額とはPFI事業者が提案する額でしょうか、又は募集要項等で市が定めた金額が公表されるのでしょうか。	施設整備に関する対価につきましては、募集要項等の公表時にお示しします。
13	実施方針	5	第1	1	(10)	①		PFI事業者の収入	本施設の施設整備に関連する業務に係る対価には、設計・建設期間中に発生する①SPC設立に係る費用（司法書士費用及び登記費用等）、②資金調達に係る費用（アレンジメント費用、エージェント費用等）及び③SPC諸経費（SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等）が含まれるという認識で宜しいでしょうか。	事業全体として各種費用を含む想定です。
14	実施方針	5	第1	1	(10)	①		事業者の収入	施設整備費に対する業務対価のうち、補助金の活用を考えているのは、施設整備費の何%くらいでしょうか？また、支払時期はいつ頃になるのでしょうか？	補助金については、最大で整備費の1/2を令和6年度から8年度にかけて交付を受ける想定となっております。申請額は各年度の整備費として提案で示される額が基準となるものと考えております。 また、同年度において、補助金の90%に起債を充当する予定です。 支払い時期は各年度、市が国から交付決定を受けた後となります。
15	実施方針	5	第1	1	(10)	①		施設整備に関連する業務に係る対価	割賦方式により支払われる対価に係る消費税については、一括で支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	引き渡し時に一括で消費税分をお支払いする予定です。

回答番号	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	細目	項目名	質問事項	公表回答
16	実施方針	5	第1	1	(10)	①		施設整備に関連する業務に係る対価	対価は、所有権移転後、割賦方式により市がPFI事業者に支払うとありますが、設計業務費の支払い及び工事中の中間払いは、施設整備業務期間中に無いと言うことでしょうか。	整備に当たっては、最大で整備費の1/2を令和6年度から8年度にかけて補助金として交付を受ける想定となっております。また、同年度において、補助金の90%に起債を充当する予定です。これらについては、各年度、市が国から交付決定を受けた後、該当する額について一括で支払う予定です。
17	実施方針	5	第1	1	(10)	①		施設設備に関連する業務に係る対価	「補助金等に係る部分は、交付ごと一括でPFI事業者へ支払予定」とありますが、①米子市民体育館の解体撤去工事を当該工事完了翌年度の4月に、②新体育館の設計・建設工事に対する令和6年度分業務費を翌令和7年度の4月に、国からの交付分に限らず各対象業務分のすべてがPFI事業者を支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	各補助金等の定められた時期に国からの交付分のみを支払う予定です。詳細は募集要項等の公表時にお示しします。
18	実施方針	5	第1	1	(10)	②		PFI事業者の収入	詳細は募集要項で示すとあるが、現在の施設管理における光熱水費の上昇は、事業者が想定できる範囲を超えている為、運営・維持管理業務開始した後、1年目の現状を踏まえて、2年目以降の対価において、交渉をするお考えはあるか。	光熱水費等の社会的状況は把握しており、事業参画に支障が生じにくい方式を検討しています。詳細は募集要項等の公表時にお示しします。
19	実施方針	5	第1	1	(10)	②		PFI事業者の収入	本施設の運営準備業務に係る対価及び維持管理・運営業務に要する対価には、運営・維持管理期間中に発生する①資金調達に係る費用（エージェント費用）及び②SPC諸経費（SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等）が含まれるという認識で宜しいでしょうか。	事業全体として各種費用を含む想定です。
20	実施方針	5	第1	1	(10)	②		PFI事業者の収入	PFI事業者が実施する広告収入は、すべてPFI事業者の収入として考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	実施方針	5	第1	1	(10)	②		運営準備業務に係る対価	運営準備業務に係る対価は、事業契約においてあらかじめ定める額とし、全額一括払により市がPFI事業者を支払う。」とありますが、あらかじめ定める額とはPFI事業者が提案する額でしょうか。	募集要項で示す提案上限額の中で、その他の費用と併せてご提案ください。提案額が基準となりますが、正式には事業契約までに協議して決定することになると考えております。
22	実施方針	5	第1	1	(10)	②		維持管理・運営業務に係る対価の支払い時期	新体育館、公園内既存体育等施設及び公園内屋外トイレ等の維持管理・運営業務に係る対価は、…維持管理・運営業務の期間にわたり市がPFI事業者を支払う。」とありますが、新体育館、公園内既存体育等施設及び公園内屋外トイレ等の維持管理・運営業務に係る対価は、毎年度ごとに支払っていただくという理解でよろしいでしょうか。	指定管理料として毎年度支出いたします。
23	実施方針	5	第1	1	(10)	②		運営準備、維持管理運営に関連する業務に係る対価	「光熱水費に相当する対価は…市がPFI事業者を支払う予定」とあり、PFI事業者負担と読み取れます。本施設は2つの総合体育館に市営武道館を加えた3施設が統廃合される施設であることから、大会・団体利用や既存施設利用者の集中、県市専用使用、潜在的利用者の新規利用など、実際の施設運営・利用状況は供用開始後に提案と大きく異なることが想定されます。また、施設の使われ方には、地元産業界の動向や人口動態・社会的なスポーツ振興の潮流、感染症の流行等に大きく影響を受けることを考慮する必要があります（特に、本地域は国内でも人口減少が進行している地域に該当します。）そこで、光熱水費の公共負担にあたり、供用開始後3年間は実績を把握（光熱水費は発注者負担）する期間とし、当該実績をもって4年目以降から光熱水費の想定使用量（上限）を設定したうえで、事業者負担とすることが、公共による税負担として最も公正と考えますが、いかがでしょうか。	光熱水費等の社会的状況は把握しており、事業参画に支障が生じにくい方式を検討しています。詳細は募集要項等の公表時までにお示しします。
24	実施方針	5	第1	1	(10)	②		運営準備、維持管理運営に関連する業務に係る対価	「光熱水費に相当する対価は…市がPFI事業者を支払う予定」とありますが、昨今の光熱水費の高騰に伴い、かかる対価の改定があったとしても改定に用いる指標が実情に追いついていないという現実があります。また、事業開始後も協議が都度生じ、国の通知等に基づき、例外的な対応を認めていただく庁内調整をご依頼することも想定されます。事業参画可否に影響が及んでおり、光熱水費についてはサービス対価外として公共負担をご検討ください。	光熱水費等の社会的状況は把握しており、事業参画に支障が生じにくい方式を検討しています。詳細は募集要項等の公表時にお示しします。
25	実施方針	5	第1	1	(10)	③		新体育館及び公園内既存体育等施設の使用料金	本項目は、地方自治法第244条の2第8項及び同9項に定める、いわゆる「利用料金制」を採用されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	実施方針	5	第1	1	(10)	③		新体育館及び公園内既存体育等施設の使用料金	「PFI事業者は、条例で定める額の範囲内において・・・」とありますが、この条例とは現在の条例ではなく、今後、事業者の使用料金の提案に基づき別途定められる条例のことでしょうか。	公園内既存体育等施設については、現行の体育施設条例となります。新体育館については新たに設置管理条例の制定を検討しています。
27	実施方針	5	第1	1	(10)	③		既存体育等施設の使用料金の範囲を定める条例	PFI事業者は、条例で定める額の範囲内において、新体育館及び公園内既存体育等施設の使用料金を自らの収入とし、本事業の対象施設の維持管理運営業務へ充てることとする」とありますが、条例で定める額の範囲内の条例とは、どの条例となるのでしょうか。	公園内既存体育等施設については米子市体育施設条例となります。新体育館については、新たに設置管理条例を制定する予定です。
28	実施方針	6	第2	1	(10)	②		運営準備、維持管理運営に関連する業務に係る対価	運営準備業務に係る対価は、事業契約においてあらかじめ定める額とし、全額一括払により市がPFI事業者を支払うとありますが、支払い時期は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	事業者提案の時期を基準としますが、正式には協議して決定します。

回答番号	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	細目	項目名	質問事項	公表回答
29	実施方針	9	第2	2				民間事業者の募集・選定スケジュール	各日程について、○月としか記載のない日程については、上旬、中旬、下旬などの時期を記載していただけないでしょうか。特に、「提案審査書類の受付」については、今後の応募に関するスケジュールに大きな影響を与えますので、時期の公表をお願いします。	日程については募集要項等の公表時までにお示しします。
30	実施方針	10	第2	3	(5)			第1回競争的対話のテーマと対象者	「…。なお、対話のテーマや対象者等を設定した上で実施する予定であり、…」とありますが、対話のテーマと対象者は市が指定するという理解でよろしいでしょうか。	個別対話の実施方法等につきましては市が指定します。
31	実施方針	11	第2	3	(7)			募集要項等に関する質問受付	VE提案を行うのは、要求水準書の内容へ行うとの理解でよろしいでしょうか？また、VE提案内容及びその可否については、他のグループには公表されないとの理解でよろしいでしょうか	VE提案は要求水準書の内容に対するものですのでご理解のとおりです。提案内容や可否については、基本的に他の応募者に周知することはありませんが、選定後等に協議の上、変更内容等を公表する可能性があります。
32	実施方針	11	第2	3	(8)			参加表明書の受付及びVE提案の審査結果通知	「VE提案」とは、令和5年9月の時点では、成果物としての設計図まをだ提出していない状態でのVE提案となるため、要求水準に対するVE提案となる、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	実施方針	11	第2	3	(8)			参加表明書の受付及びVE提案の審査結果通知	「VE提案」として、要求水準の変更を伴う提案行い、かつ、採用として審査結果通知がなされた場合、それらの提案を行っていない他の応募者にも周知されるのでしょうか。	他の応募者に周知することはありません。
34	実施方針	12	第2	3	(14)	②		特別目的会社の設立等	特別目的会社の所在地を本事業用地として登記することは可能でしょうか。	不可とします。
35	実施方針	12	第2	3	(14)	③		事業契約の締結	事業契約は仮契約がそのまま議決を経て本契約になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	実施方針	12	第2	4	(1)			応募者の構成	特別目的会社から間接的に業務の受託・請負をし（構成企業または協力企業からの再委託等）、かつSPCに出資することは可能でしょうか。また、その場合当該企業は構成企業や協力企業ではなくその他出資者（基本協定書の締結者にはならない）となる認識で宜しいでしょうか。	不可とします。
37	実施方針	12	第2	4	(1)	②		応募者の構成	資金調達業務のみ等、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業、運営以外の業務をおこなう企業も応募者として認められるという認識でよろしいでしょうか。もしくは資金調達業務等も運営業務と扱ってもよろしいのでしょうか。	資金調達業務等を特定の業務として位置づけする予定はありません。本項等に示す体制を充足した上で、応募者として必要と思われる企業を体制に含むことは問題ありません。
38	実施方針	12	第2	4	(1)	④	ア	応募者の構成	代表企業は設計・建設業務、維持管理・運営業務を行わない企業でも可能という理解でよろしいでしょうか。	本項に記載された条件を満たす企業とします。
39	実施方針	14	第2	4	(1)	③		応募者が備えるべき参加資格要件	(1) ③項において建設企業と工事監理企業の兼務の禁止が謳われていますが、設計企業と工事監理企業については兼務の禁止はないと理解して良いでしょうか。また複数の者で設計企業と工事監理企業の兼務を実施する場合、“設計企業の応募者の資格要件を全て満たす1者及び工事監理企業の応募者の資格要件を全て満たす1者を含む複数の者”で設計企業と工事監理企業を兼ねることができると考えて良いでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
40	実施方針	13	第2	4	(1)	⑥		応募者の構成	「構成員には、県内事業者及び市内事業者を含めること」とありますが、応募者の資格要件以外で、県内事業者の多い、少ないによって、評価基準の加点減点に影響するのでしょうか？	詳細は審査基準においてお示ししますが、事業において県内事業者が主体的な役割を担っているかどうかについて、SPCの構成等を一つの基準として評価する可能性はあります。
41	実施方針	13	第2	4	(1)	⑥		応募者の構成	構成員には、県内事業者及び市内事業者を含めることとありますが、この県内、市内事業者とは本社、支店、営業所などがある事業者のことでよろしいでしょうか。	県内事業者は鳥取県産業振興条例第8条第2項にいう県内事業者を指します。また、市内事業者は米子市中小企業振興条例第2条第1号にいう中小企業者を指します。
42	実施方針	13	第2	4	(1)	⑥		応募者の構成	念の為の確認ですが、構成員には県内事業者と市内事業者の両方を含まなければならないということでしょうか。	構成員には、鳥取県産業振興条例第8条第2項にいう県内事業者と米子市中小企業振興条例第2条第1号にいう中小企業者（市内事業者として定義）を含めていただく必要があります。
43	実施方針	13	第2	4	(2)	②		応募者の資格要件	「設計企業」と「工事監理企業」は兼務が可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	実施方針	13	第2	4	(2)	②		応募者の資格要件	上記が可能である場合は、県内業者は「設計企業」と「工事監理企業」で合計して1者以上でよろしいでしょうか。もしくは、それぞれの企業で1者以上、合計で2者以上必要となりますでしょうか。	他の要件を満たす場合、設計企業と工事監理企業で同一の県内事業者となっても構いません。
45	実施方針	13	第2	4	(2)	②		応募者の資格要件	FA業務やSPC管理業務を担う企業は、「①共通の要件」を満たせばよく、「②個別の要件」を満たすことは求められないという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	実施方針	13	第2	4	(2)	②		応募者の資格要件	運営準備業務を行う企業は参加資格を問われないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答番号	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	細目	項目名	質問事項	公表回答
47	実施方針	13	第2	4	(2)	②	ア～オの(ア)	応募者の資格要件	募集要項の公表後において、現状では、参加表明書等の提出までの期間に米子市入札参加資格審査申請や鳥取県競争入札参加資格審査申請が受け付けられなかったり認定が間に合わなかったりするものがありますが、全ての入札参加資格審査申請について募集要項の公表から参加表明書等の提出までの期間に申請から認定までをしていただけるような措置をとっていただけませんか。	募集要項公表以降に、「鳥取県測量等業務入札参加資格者名簿」、「鳥取県建設工事入札参加資格者名簿」、「鳥取県競争入札参加資格者名簿」のいずれかに申請手続きを行い、参加資格確認書類の提出期限までに認定が得られない場合は、申請中であることが確認できる書類の提出により受け付けることとします。ただし、その後認定が得られなかった場合は、その事実に基づき参加資格の確認を行うこととなります。なお、県の「鳥取県測量等業務入札参加資格者名簿」及び「鳥取県建設工事入札参加資格者名簿」への登録申請期間は令和5年4月にも設けられており、そちらで手続きを行った場合、令和5年7月に認定されることとなります。
48	実施方針	13	第2	4	(2)	②		応募者の資格要件	②ア～カに示す以外の業務（FAやSPC管理）を担当する企業は、①の共通の要件を満たしていればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	実施方針	14	第2	4	(2)	②		応募者の資格要件	「②個別の要件」で全ての要件を満たす者を1者以上含むこととありますが、すべての要件を満たす者は実施方針P.12第4(1)④に示される構成員であれば、出資比率や議決権の有無は問わないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	実施方針	14	第2	4	(2)	②		応募者の資格要件	「設計企業」「建設企業」「工事監理企業」の元請の実績について、該当実績の発注者は官民を問わないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	実施方針	14	第2	4	(2)	②	イ	応募者の資格要件 建設企業	建築一式工事、電気工事、管工事の全てで県内事業者を1者以上含むとありますが、3つの工事を一つの会社が請け負う場合にはその会社が県内事業者であれば良いという理解でよろしいでしょうか。	共通の要件及び建設企業の個別の要件（ア）及び3種類全ての（イ）に該当する県内事業者であれば、その一社が構成員として各業務を請け負うことで、県内事業者の参画に関する要件を満たすこととなります。
52	実施方針	14	第2	4	(2)	②	イ	応募者の資格要件 建設企業	（ア）から（ウ）のすべての要件を満たす企業は、建築一式工事、電気工事、管工事のすべてを入札参加資格登録をする必要がありますか？県内事業者が電気工事と管工事で米子市や鳥取県の参加資格登録者であれば、（ア）から（ウ）のすべての要件を満たす企業は電気工事と管工事に係る入札参加資格登録の必要はないという理解でよろしいでしょうか？	（ア）から（ウ）のすべての要件を満たす企業は、入札参加資格として3種類全ての登録を行っている必要はありません。
53	実施方針	14	第2	4	(2)	②	イ	応募者の参加要件 建設企業	県内事業者が、建築一式工事、電気工事、管工事ごとに1企業が参加する場合は、その担当工事について特定建設業の許可があればいいですか？	ご理解のとおりです。
54	実施方針	14	第2	4	(2)	②	イ	応募者の参加要件 建設企業	建設企業は、建築一式工事、電気工事、管工事に県内事業者を1社以上含むこととありますが、県内事業者が建設企業から下請で工事を行う場合は、要件を満たしているのでしょうか？	個別の要件は構成員に関する規定であり、SPCから直接業務を受託しない企業はこれに該当しません。
55	実施方針	14	第2	4	(2)	②	イ	建設企業	建設企業の共同企業体は、県内建築一式工事事業者、県内電気工事事業者、県内管工事事業者、県外建築一式事業者の4者又は5者で組成する一つの共同企業体（乙型JV）として参加可能、との理解でよろしいでしょうか。	建築一式工事、電気工事、管工事については、一社で複数の要件を満たす県内事業者はその全てに該当することとして取り扱います。そのため、県外事業者の加わる場合も3者以下の構成で参加いただくことは可能です。
56	実施方針	14	第2	4	(2)	エ		応募者の資格要件	維持管理企業は、県内事業者を1者以上含むこととありますが、県内事業者の定義についてご教示ください。	県内事業者は鳥取県産業振興条例第8条第2項にいう県内事業者を指します。
57	実施方針	14	第2	4	(2)	エ		応募者の資格要件	「(イ)平成24年度以降において、国又は地方公共団体の所管する体育施設の維持管理業務を継続して1年以上受託した実績を有すること。」とありますが、複数年契約の業務の場合には、業務期間が終了していても1年以上継続して受託している施設の管理実績で問題ないとの認識でよろしいでしょうか	ご認識のとおりとする予定です。受託業務の管理実績として参加申請する際に、契約等の状況や、その時点で管理等の状況に問題が無いことを示す年次報告書等を添付頂くことを想定します。
58	実施方針	15	第2	4	(2)	カ		民間附帯事業	民間付帯事業を実施する事業者に関する個別要件は問わない。とありますが、構成員、協力企業等の「応募者」で以外でも民間附帯事業を実施する事業者となる事が可能との解釈でよろしいでしょうか。（応募者以外の事業者が貴市と賃貸契約等を行えますでしょうか）。	ご理解のとおりです。
59	実施方針	15	第2	4	(3)	③		応募に関する留意点	応募者の変更に関する「応募者を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合」かつ「市が変更を認める場合」の具体例（例えば、代表企業でなく構成企業の変更なら認める等）については、募集要項公表時に明示されるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等の公表時にお示しします。
60	実施方針	16	第3	3				セルフモニタリング	「PFI事業者は・・・市の求めに応じて随時、報告書を作成して提出するもの」とありますが、頻度や実施時期については個別対話や事業仮契約締結前に協議できるものとしてよろしいでしょうか。	事業者の提案を踏まえた協議は可能です。事業者の過度な負担とならないようにしていく考えです。
61	実施方針	17	第4	1		図表3		位置図	建設可能範囲の詳細(約24,100㎡)が分かる資料を受領できませんでしょうか。	配付資料5に建設可能範囲をお示します。
62	実施方針	17	第4	1		図表3		位置図	補助グラウンド東の公衆トイレは新体育館に機能を移すことで撤去を検討いただけないでしょうか。	当該トイレは本事業において撤去することとしております。
63	実施方針	17	第4	1				事業予定地	対象敷地の位置図及び要求水準書 資料5 整備予定地・図面が示されていますが、対象敷地（敷地面積約24,100㎡）の範囲が不明です。対象敷地の境界線・境界種別をご提示ください。可能であればCADデータによる提示をお願いします。同様に「建築基準法第43条ただし書により接道とすることも含め検討する。」ことができるよう、対象敷地の境界線・境界種別に加え建築基準法第43条ただし書による道路の対側境界線・道路幅員をご提示ください。	CADデータは配付しますので、希望者は以下までメールで問い合わせ下さい。なお、問い合わせにあたっての電子メールの件名は「（企業名・提供希望資料名）米子新体育館整備等事業」として下さい。 米子市経済部文化観光局スポーツ振興課 E-mail: sports@city.yonago.lg.jp
64	実施方針	18	第4	1				事業予定地	許容建築面積については『米子新体育館整備等に関するPPP/PFI手法導入可能性調査報告書 令和4年3月』で示された11,548㎡と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答番号	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	細目	項目名	質問事項	公表回答
65	実施方針	18	第4	1				事業予定地	日影規制について「制限あり 高さが10mを超える建築物」とあります。一方で用途地域の欄に「※事業実施が可能となるよう都市計画の変更等を予定」とあります。対象敷地形状及び要求される建物ボリュームから、対象敷地境界線を基準に日影規制が掛かると計画はかなり難しいのではないかと推察します。日影規制については考慮しないこととしてよろしいでしょうか。	用途地域の欄に記載のあるよう、事業実施が可能となるよう都市計画の変更等を予定しており、日影規制についても同様です。ただし、日影規制の有無に関わらず、周辺の住環境を害するおそれのない計画としていただくよう配慮をお願いします。
66	実施方針	18	第4	1		②		新体育館整備地の概要	北側園路を接道とすることも含め検討するとありますが、接道とすることを前提とした提案が認められるという理解でよろしいでしょうか。	北側園路を接道とすることを前提として提案をいただくことは可能ですが、より適切と考えられる手法等があればその他の提案でも構いません。
67	実施方針	19	第4	3				施設構成	「※メインアリーナとサブアリーナを一体として利用できる空間として整備することも可能とする。」とありますが、“一体として利用する”とは具体的にどのような利用（利用方法・利用頻度）を想定されているのでしょうか。大空間とすることのデメリット（間仕切り時の遮音性低下、空調負荷の増大、建設費用の増大など）とのバランスを検討したく、想定されている利用についてご提示願います。	仮にメインアリーナとサブアリーナの一体化が実現した場合、鳥取県内の公共施設としては最大の屋内空間となることが見込まれ、多数の観客を収容できるスペースの確保が可能になると考えております。それに伴い、これまで県内で開催の難しかった規模のスポーツイベント等を担える空間となることに期待しております。ただ、その開催頻度や具体的な実施内容について発注者において明確な想定があるわけではなく、事業者の提案に委ねるところが大きくなりますので、コスト面等の兼ね合いで、デメリットの方が大きいと考える場合は、独立空間として整備していただくことで問題ありません。
68	実施方針	19	第4	3				施設構成	【必要諸室】表中「メインアリーナ」の欄に「各競技の大会開催時に～（中略）～実施が可能なスペースを確保できる規模（2,728㎡（62×44m）程度）とすること。」、また同時に「天井の高さやコート間の距離、エンドライン・サイドラインと壁・オーバーハング端部の距離など各競技団体と調整した上で、競技実施に支障の出ないよう配慮した設計とすること。」とあります。62m×44mで要求されたコート数をレイアウトすると、競技によっては競技団体や国体の施設基準を満たさない場合が生じますが、競技面の広さを62m×44mとすることについては県・市、各種競技団体との間で既に合意は得られているという理解でよいでしょうか。	実施方針等公表に当たり、事前に各競技団体と意見交換を行っております。
69	実施方針	19	第4	3				施設構成	【必要諸室】表中「サブアリーナ」の欄に「サブアリーナ単体でも大会が開催できる規模（1,716㎡（44×39m）程度）とすること。」、また同時に「天井の高さやコート間の距離、エンドライン・サイドラインと壁・オーバーハング端部の距離など各競技団体と調整した上で、競技実施に支障の出ないよう配慮した設計とすること。」とあります。44m×39mで要求されたコート数をレイアウトすると、競技によっては競技団体や国体の施設基準を満たさない場合が生じますが、競技面の広さを44m×39mとすることについては県・市、各種競技団体との間で既に合意は得られているという理解でよいでしょうか。	実施方針等公表に当たり、事前に各競技団体と意見交換を行っております。
70	実施方針	19	第4	3				施設構成	【必要諸室】表中「サブアリーナ」の欄に「米子産業体育館の展示使用をはじめとした催事等の使用に配慮した機能とすること。」で「米子産業体育館の展示使用」と具体的な例示がありますが、“米子産業体育館の展示使用”の状況を引き上げません。“米子産業体育館の展示使用”で特に配慮されている事項があればご提示願います。	米子産業体育館の展示使用等に係る令和4年度の状況は、以下のとおりです。 ＜メインアリーナ＞ どてらい市（株式会社山善が事務局として開催する展示即売会）、米子ケヤキ通り祭り（雨天時会場）、部落解放研究全国集会、福米中学校文化祭、福米西小学校卒業式 ＜サブアリーナ＞ AMERICAN POP UP STORE、木の住まいフェア、新型コロナワクチン接種会場、あけぼの幼稚園ハロウィン、集会、労福協まつり 配慮している事項としては、搬入口から入れることのできない大きな機械等を、外に展示してもらっています。また、土足での利用の際は、養生等を行っています。
71	実施方針	19	第4	3				施設構成	メインアリーナとサブアリーナの一体化について言及されており、“可能とする”という表現が用いられていますが、必須の要求事項とまでは言わないまでも、貴市の強い要望と解釈することもできます。本事業において、市内3施設が統合されることに伴い、市民が利用できる体育施設が物理的に減少することを踏まえ、市民のスポーツ活動拠点という要請も考慮し、利用減に繋がらないよう配慮する所存であることは前提として、間仕切りがあるとは言え、メインアリーナとサブアリーナの一体化により、例えば有料催事と通常市民使用の同時利用等が不可になるなど、利便性という面において市民利用への影響は少なからずあるものと思料します。ここで選択肢と挙げられているメインアリーナとサブアリーナの一体化により市民が享受できるメリットとは何か、貴市のお考えをご教示ください。	仮にメインアリーナとサブアリーナの一体化が実現した場合、鳥取県内の公共施設としては最大の屋内空間となることが見込まれ、多数の観客を収容できるスペースの確保が可能になると考えております。それに伴い、これまで県内で開催の難しかった規模のスポーツイベント等を担える空間となることに期待しております。ただ、その開催頻度や具体的な実施内容について発注者において明確な想定があるわけではなく、事業者の提案に委ねるところが大きくなりますので、コスト面等の兼ね合いで、デメリットの方が大きいと考える場合は、独立空間として整備していただくことで問題ありません。
72	実施方針	19	第4	3				必要諸室	メインアリーナ・サブアリーナについて、体操競技を可能とすることとのことですが、体操競技に必要な器具備品は大会等の主催者が自ら持ち込むという認識でよいでしょうか。体操競技に必要な器具備品の調達、それに基づく維持管理業務を本事業の範囲内とした場合、多大な倉庫面積が必要になるとともに、競技に係るレギュレーション変更の都度器具備品の入れ替えが必要になる等、多大なコストが発生することとなります。	競技ごとに新体育館に備える器具は募集要項公表までにお示しすることとしております。新体育館の供用開始時点で新たに購入する器具についてはSPCに調達いただきますが、供用開始以降の備品の更新については、原則として県市の負担で対応することを考えております。
73	実施方針	19	第4	3				施設構成	「床面積の総計は12,000㎡程度を目安とする。」とありますが、【必要諸室】に記載のない室（=機械室など）、室外空間となるピロティ通路、ピロティ駐車場・立体駐車場などは「床面積の総計12,000㎡程度」に含まないと考えますがよろしいでしょうか。	登記上の延床面積に含まれるスペースは当該記述の対象とします。募集要項において示す提案上限額の中で対応可能かつ、他の法令等に抵触しない範囲内であれば、12,000㎡を一定程度上回る場合も評価において減点することはありません。ただし、活用を予定している財源の都合上、16,000㎡は超えないでください。
74	実施方針	19	第4	3				施設構成	応募者が施設の機能向上・機能拡充のために行う提案により生じる床面積の増についても「床面積の総計12,000㎡程度」に含まないと考えますがよろしいでしょうか。	登記上の延床面積に含まれるスペースは当該記述の対象とします。募集要項において示す提案上限額の中で対応可能かつ、他の法令等に抵触しない範囲内であれば、12,000㎡を一定程度上回る場合も評価において減点することはありません。ただし、活用を予定している財源の都合上、16,000㎡は超えないでください。

回答番号	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	細目	項目名	質問事項	公表回答
75	実施方針	19	第4	3				施設構成	【必要諸室】表中「メインアリーナ」欄に「フローリング床とすること」とありますが、一方で「メインアリーナは中略10tトラックが直接搬入できる」とあります。メインアリーナ内部へのトラックの進入は不要とし、直近外部に荷捌きスペース、そこからの搬入経路が確保されていればよいと考えますでしょうか。	アリーナ内に10tトラックが進入することはありません。搬入経路が確保されていれば問題ありません。
76	実施方針	19	第4	3				施設構成	【必要諸室】表中「メインアリーナ」欄に「フローリング床とすること」とありますが、一方でP.22「アリーナの床や壁については、それぞれの競技を行った際に支障のない作りとすること。」とあります。「フローリング床」とすることについては県・市、各種競技団体との間で既に合意は得られており決定事項と理解しますがよろしいでしょうか。	実施方針等公表に当たり、事前に各競技団体と意見交換を行っております。
77	実施方針	20	第4	3				施設構成	メインアリーナ3000席時に必要なコートサイズ・競技に指定はありますでしょうか。	Vリーグ、Bリーグの試合が開催可能となるよう観客席を配置してください。
78	実施方針	20	第4	3				メインアリーナの観客席	メインアリーナの観客席には、「競技スペース全体を見渡すことが可能な観客席」とされていますが、固定式以外の観客席はアリーナの床面以上の高さとするを求めているのでしょうか？	可動式客席については、アリーナの壁面から引き出す形状を想定しており、そうするとアリーナの床面以上の高さとなると考えております。ただし、競技スペース全体を見渡すことが可能な仕様であれば、別の手法を提案いただくことは可能です。
79	実施方針	20	第4	3				メインアリーナの観客席	メインアリーナの観客席について、「固定式と可動式を合わせ、3,000席程度を設置すること。」とありますが、固定式と可動式の内訳はどの程度を想定しておりますでしょうか。	概ね固定式2,000席、可動式1,000席程度を想定しておりますが、詳細は提案に委ねます。
80	実施方針	20	第4	3				メインアリーナの床材	メインアリーナの床材について、「フローリング床とすること。」とありますが、「新体育館の目指すコンセプト（障がいの有る人も無い人も同じ空間でスポーツを楽しむことのできる施設）」実現につながる床材を提案することも可能との理解でよろしいでしょうか。また、サブアリーナに関して床材の記載はありませんが、特に指定はないという理解でよろしいでしょうか。	メインアリーナはフローリング床に指定しておりますが、VE提案として床材の提案を行うことは可能です。サブアリーナに関しては床材の指定はございません。
81	実施方針	20	第4	3				サブアリーナの観客席	サブアリーナの観客席には、「競技スペース全体を見渡すことが可能、かつ、大会開催が可能となる観客席600席程度」とされていますが、固定式に限らずに稼働式でも可能との理解でよろしいでしょうか。また、可動式の場合はサブアリーナの床面以上の高さとするを求めているのでしょうか。	サブアリーナの観客席については全て固定式としてください。
82	実施方針	20	第4	3				サブアリーナの観客席	サブアリーナの観客席は600席程度必要とのことですが、メインアリーナとサブアリーナを合計して3,600席設置する必要がありますでしょうか。それとも、可動式の観客席を「メイン→サブ」、「サブ→メイン」に移動するなどして、メインとサブで別々の大会を別日程で開催した場合に、それぞれで、「3,000席」、「600席」満たせば良いのでしょうか。メインとサブの一体整備の場合も含め、方針をご教授ください。	観客席についてはメインアリーナで3,000席程度、サブアリーナで600席程度の設置を求めており、同時に大会を開催する場合にそれぞれの席数が確保できるようにしてください。メインとサブの一体整備の場合は3,600席程度の確保を求めており、分割した場合には固定席のバランスが2,000席程度と600席程度に分かれるようしてください。
83	実施方針	21	第4	3				施設構成	多目的室兼トレーニングルームのトレーニング機器は内容数量は任意ですが、費用負担は発注者、事業者側のどちらでしょうか？	トレーニング機器の費用については、提案上限額の中に含めて発注者において負担する予定としております。ただし、トレーニング機器の見込み額を具体的に示す予定はありません。
84	実施方針	21	第4	3				施設構成	多目的室兼トレーニングルームについてですが、トレーニング室では利用者の運動中の音やBGMが流れる事が想定され、展示などと同時での利用は難しいと思われるが、同空間での運用も想定している理由は何かお示しいただきたい。	トレーニング室では器具を利用した運動を行い、併設の多目的室でトレーニング室利用者を対象とした教室開催を行うなどの活用方法が想定されると考えております。トレーニング室と多目的室を間仕切り等で区切ることは可能としておりますので、音響等の影響が懸念される場合は、運営内容含め事業者の提案に委ねる予定です。
85	実施方針	22	第4	3				施設構成	「非常用発電装置を設置する。ただし、新体育館とは別に同一敷地内に市において防災倉庫と併せて整備することを想定している。」で「同一敷地内」とありますが、新体育館敷地内という理解で良いでしょうか。今後の協議・調整事項と思いますが、現状で非常用発電装置及び防災倉庫の位置・規模について想定があるようでしたらご提示願います。	非常用発電装置を収納する防災倉庫については、ハザードマップにおける浸水想定との関係上、現在の補助グラウンド側に設置することが望ましいと考えております。規模としては、建床約240㎡（2階建て）を想定しています。
86	実施方針	22	第4	3				駐車場及び駐輪場	普通車の駐車場台数は291台以上整備という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	実施方針	22	第4	3				施設構成	新体育館の防災機能について、マンホールトイレを8基設置とありますが、便座や上屋の備品も準備が必要でしょうか？	SPCにおいて準備をお願いします。詳細は募集要項公表時にお示します。
88	実施方針	22	第4	3				メインアリーナでの実施想定種目	実施想定種目（メインアリーナ、サブアリーナ共通）に車いすバスケットボールの記載があることから、「フローリング床」指定のメインアリーナでも、車いすバスケットボールの実施を想定されているようですが、車いすの転倒や車いす同士の接触による床材の損傷（ささくれ・摩滅）による補修頻度は、どのような想定で事業費に見込まれますでしょうか。また、大規模修繕は事業範囲外とされておりますので、アリーナの使用停止を伴うフローリングの張替は、市負担で実施される計画だと考えますが、その使用停止期間中の各種計画収入の減少に対する補償条件を、張替頻度（〇年に1回・〇ヶ月）と併せてご提示願います。	事業期間中にアリーナの中・長期的な使用停止を伴うフローリングの大規模な張替は想定しておりません。仮に該当する工事が必要となった場合は、大規模修繕となるため県市の負担により対応することとなりますが、使用停止により収入だけでなく維持管理・運営に係る費用も減少すると考えますので、支出と収入の双方の状況を整理した上で、別に協議して対応方針を決定することとなります。
89	実施方針	24	第8	1	(3)			指定管理者の指定に関する議決	指定管理の指定に関する議案は「施設整備業務の完了までに」提出予定とありますが、すでに設計業務や建設業務が始まっているため、万が一、事業契約の議決後にPFI事業者の帰責性なく、かかる議決が否決された場合、それまでに生じた費用や出来形部分については市にて負担されるという理解でよろしいでしょうか。	万が一、議決の得られなかった場合は、リスク分担表に定める「契約締結リスク」のうち、市の責に帰すべき事由に該当すると考えます。

回答番号	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	細目	項目名	質問事項	公表回答
90	実施方針	24	第8	4				その他	「本事業において、PFI事業者によるネーミングライツの使用は 予定していない。」という旨、ネーミングライツについて言及されていますが、現行の東山公園のネーミングライツ契約は、本事業開始後どのような扱いになるのでしょうか？ 場合によっては同公園内に複数のネーミングが乱立することになるおそれもあるため、民間附帯事業として提案するにしろ、契約締結に影響を及ぼす可能性があります。現行の当該契約の終期等詳細をご教示くださいませ。	現行の東山公園及び既存体育施設のネーミングライツ契約については年度更新となっており、次年度の更新にあたっては現権利者が優先交渉権者となります。そのため、今後の取扱いについては現権利者との交渉の結果次第となります。 いずれにしても、公園内に複数のネーミングライツを乱立させる考えはなく、仮に今後現権利者との契約が終了した場合、事業期間中に新たなネーミングライツを導入することは考えておりません。
91	実施方針	24	第8	4				その他	民間付帯事業を実施する場合の目的外使用料等、事業者が負担する費用をご教示ください。	提案内容により、米子市体育施設条例、米子市都市公園条例、米子市行政財産使用料条例のいずれか該当する規定に基づき使用料等の設定を行うことを想定しています。
92	実施方針(別紙1)	1						環境悪化リスク	PFI事業者が行う業務に起因する環境悪化リスクはPFI事業者の負担であるが、PFI事業者が努力しても避ける事ができない環境悪化リスクについては市と協議できるようにしていただけないでしょうか。	事象によっては不可抗力リスクとして整理すべき必要性のある場合もあると思いますので、協議により方針を決定することになると考えております。
93	実施方針(別紙1)	1						不可抗力リスク	天災等のうち、設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。とありますが、新型コロナウイルス感染症の流行拡大時等、国を含めた行政判断(指導)による休館(営業自粛)や、市民に対する外出自粛要請などが生じた場合の利用者収入の減少や、対策費用の増加は、不可抗力リスクとして行政負担となることを確認させていただきます。	不可抗力リスクについては、リスク分担表にあるとおり主としては市側の負担となりますが、どのような事象が起こるか分からない中で、状況次第で調整により一部事業者の負担をお願いすることも想定されますので、あらかじめ全てを市側の負担で対応することについて明言することはできません。
94	実施方針(別紙1)	1						不可抗力リスク	コロナ感染症のような予測できない疫病は不可抗力リスクだと理解しますが、よろしいでしょうか	国のガイドライン等に従いながら整理します。詳細は募集要項等の公表時にお示しします。
95	実施方針(別紙1)	1						物価変動リスク	公共施設整備である本事業において物価変動(物価・人件費・エネルギー含)については貴市がリスク負担するものと思慮していますが、大幅な変動が予測される昨今の情勢で▲(調整による従たる負担者)とはどのような理解をすればよろしいでしょうか。解釈が各者により異なりますので、公平性を図るためにも明確にお示しください。	事業参画に支障が生じにくい方式を検討しています。詳細は募集要項等の公表時にお示しします。
96	実施方針(別紙1)	2						工事遅延リスク	建設に当たり、許可取得等の関係で工事遅延になった場合は市とPFI事業者が調整による従たる負担者を決めると理解してよろしいでしょうか。	許可取得等の工事遅延に関しては、事由や影響範囲等を市と協議の上での判断となります。
97	実施方針(別紙1)	2						光熱水費リスク	光熱水費リスクはPFI事業者とありますが、要求水準書48頁にPPA事業者から電力を受ける事とあります。貴市が選定したPPA事業者が契約不履行や破綻した場合、そのリスクは貴市が負うと理解でよろしいでしょうか。またはPPA事業自体の提案をPFI事業者に求めるということでしょうか。	PPA事業者が契約不履行等をした場合は市のリスク負担とします。
98	実施方針(別紙1)	2						光熱水費リスク	「物価変動以外の要因による光熱水費の変動」負担者がPFI事業者となっていますが、本施設は2つの総合体育館に市営武道館を加えた3施設が統廃合される施設であり、供用開始後の大会・団体利用や既存施設利用者の集中、県市専用使用、潜在的利用者の新規利用など、実際の施設運営・利用状況は供用開始後に提案と大きく異なることが想定されます。また、県市専用使用の規模や頻度によっても、光熱水費は大きく影響を受けますので、事業全体の光熱水費に係る料金の多寡ではなく、大会等を除いたPFI事業者提案の運営計画に限定した光熱水費の使用量変動に限定したリスク負担とすべきではないでしょうか。	光熱水費等の社会的状況は把握しており、事業参画に支障が生じにくい方式を検討しています。詳細は募集要項等の公表時にお示しします。
99	実施方針(別紙1)	2						リスク分担表	光熱水費リスクで「物価変動以外の要因による光熱水費の変動」のリスク分担は事業者になっておりますが、物価変動(使用料単価や燃料調整費等の増加)による増加分の実費は貴市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	物価変動等の社会的状況は把握しており、事業参画に支障が生じにくい方式を検討しています。詳細は募集要項等の公表時にお示しします。
100	実施方針(別紙1)	2						リスク分担表	維持管理・運営期間中の物価変動リスクは、毎年見直しとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細につきましては募集要項等の公表時にお示しします。
101	実施方針(別紙1)	2							「▲調整による従たる負担者」については、募集要項等において、リスク項目毎に詳細にお示しいただけるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	要求水準書(案)	7	第1	8				事業の期間	運営準備の期間が「施設の引渡しの日～」となっていますが、要求水準書P32記載の業務内容は引渡しの日よりも前から開始することが望ましい内容と考えます。そのため、指定管理者としての指定の時期や運営準備の開始時期は提案に応じて調整いただけますでしょうか。	運営準備業務について、必要に応じ施設引渡し前から着手することで提案いただくことは差支えありません。指定管理者としての指定については施設の引き渡し日以降の日付が始期となりますが、その範囲内において提案に基づき調整することは可能です。
103	要求水準書(案)	7	第1	8				事業の期間(予定) 屋外キュービクル	一時設置の屋外キュービクルは中古・リース品で宜しいでしょうか。	中古・リース品で構いません。
104	要求水準書(案)	7	第1	8				事業の期間(予定) 屋外キュービクル	一時設置の屋外キュービクルに求められる機能をご提示ください。	庭球場用の高圧不可開閉器、東山体育館行きの30KVAの低圧設備、プレーカー盤が必要となると考えております。
105	要求水準書(案)	7	第1	8				事業の期間(予定)	新体育館の運営における供用開始日に関して、評価基準をご教示いただけますでしょうか。R9年4月1日よりどの程度前倒しすると、具体的に提案書の何点分を得ることができるのでしょうか。	募集要項等の公表時にお示しする審査基準をご確認ください。
106	要求水準書(案)	9	第2	1	(1)	①	2項	基本コンセプト	「パラスポーツ等にも適した施設設計」とありますが、パラスポーツは主にどのような競技(車イス関係など)を実施のお考えかご教示ください。	主にボッチャ、車いすバスケットでの利用を想定していますが、様々な競技で幅広く利用いただきたいと思いますと考えております。
107	要求水準書(案)	9	第2	1	(1)	③	1項	安心・安全	「有事には避難所や物資の供給拠点として活用」とありますが、避難所の想定される収容人数及び供給物資の保管場所はどこへ保管するかお考えをご教示ください。	収容人数の想定は1,100人です。物資についてはメインアリーナを保管場所とする考えです。
108	要求水準書(案)	12	第2	1	(5)			敷地面積	敷地面積約24,100㎡の根拠となる敷地境界線(道路境界線)をご提示下さい。資料5:整備予定地・図面(市民体育館・補助グラウンド)に境界線を図示頂けますでしょうか。	配付資料5に建設可能範囲をお示しします。

回答番号	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	細目	項目名	質問事項	公表回答
109	要求水準書(案)	12	第2	1	(5)			東山公園概要	公園内にある建築物の建築面積や容積対象床面積の分かる資料をご提示ください。(建ぺい率や容積率の算出に必要となります。)	資料23として追加いたします。
110	要求水準書(案)	12	第2	1	(5)			東山公園概要	【新体育館整備地の概要】において、「整備計画確定後、北側園路を建築基準法第43条ただし書により接道とすることも含め検討」とありますが、貴市が検討されると考えてよろしいでしょうか。	接道の設定については、事業者提案に基づき協議により決定します。北側園路を接道とすることを必須とするものではありませんので、事業者において適切と考えられる手法をご提案ください。
111	要求水準書(案)	12	第2	1	(5)			東山公園概要	【新体育館整備地の概要】において、「整備計画確定後、北側園路を建築基準法第43条ただし書により接道とすることも含め検討」とありますが、整備計画は北側園路を接道対象として考えずに計画を行うものとするで、よろしいでしょうか。	接道の設定については、事業者提案に基づき協議により決定します。北側園路を接道とすることを必須とするものではありませんので、事業者において適切と考えられる手法をご提案ください。
112	要求水準書(案)	12	第2	1	(5)			東山公園概要	【新体育館整備地の概要】において、「北側園路を建築基準法第43条ただし書により接道とすることも含め検討」とありますが、園路を接道対象とした場合、日影規制は当該園路に対して発生するのでしょうか。	用途地域の欄に記載のあるよう、事業実施が可能となるよう都市計画の変更等を予定しており、日影規制についても同様の考えですが、いずれにしても園路に対しての日影の影響は考慮いただく必要はありません。
113	要求水準書(案)	12	第2	1	(6)			整備対象地に係る特有の事項	高低差を記載した資料について、「資料6」参照とありますが、どの部分を切ったのかわかりません。キープランとともにご教示ください。	資料5の平面図に記載のある測点と資料6の断面図に記載のある測点をご確認ください。
114	要求水準書(案)	12	第2	2	(1)		3項	新体育館の配置	「合理的な動線」とありますが、具体的に内容をご明示願います。	現在、市民体育館で大会のある場合、車両での来場者は市道昭和町東福原線から市道東山公園線を通してアクセスするケースが多く、昭和町東福原線の渋滞が指摘されることがあります。そのため、新体育館建設後は、車両での来場を市道米川右岸堤線中心とすることで、滞留が生じる場合もその影響を極力公園内で完結させることのできる動線計画としてください。
115	要求水準書(案)	12	第2	2				建築計画に関わる要求水準	各室の仕様について、詳細に記載がありますが利用者の利便性や快適性が向上すると判断した場合、記載と異なる仕様の提案も認められますでしょうか。	各諸室の要求事項を満たしていることが条件ですが、仕様等については事業者の提案に委ねます。
116	要求水準書(案)	13	第2	2	(2)		3項	新体育館の駐車場	「周辺道路の渋滞対策に十分に配慮すること」とありますが、渋滞対策はどのような配慮が必要かお考えかご教示願います。また、対策費用は主催者側から別途徴収でよろしいでしょうか。	考え方は回答114と同様です。開催する行事により別途必要な対策を取る場合の費用負担については、主催者側と調整して対応してください。
117	要求水準書(案)	13	第2	2	(2)			新体育館の駐車場及び駐輪場	駐車場は全て地上平置き駐車場で検討しなくてはならないのでしょうか。多段式の自走式駐車場や機械式駐車場でも構わないのでしょうか。(建ぺい率などにも影響します。)	平面駐車場以外の整備を提案いただくことは可能ですが、その整備費について発注者として事業費に含めることは考えておりません。
118	要求水準書(案)	13	第2	2	(2)			新体育館の駐車場及び駐輪場	プロスポーツや全国規模の大会開催を視野に入れておられますが、大型バスの駐車場をどのように考えておられるでしょうか。ご教示ください。	公園内にバスの転回場がありますので、そちらを駐車場としても活用するのが効率的だと考えます。
119	要求水準書(案)	13	第2	2	(2)			普通車の駐車台数	「普通車の駐車台数(大型バス、ハートフル駐車場は除く。)を現状の91台から200台以上増台すること。」とありますが、200台以上の普通車の駐車台数を確保すればよいとの理解でよろしいでしょうか。それとも、現状から200台以上増台した291台以上の普通車の駐車台数を整備する必要があるのでしょうか。	現状の91台から200台以上増台し、291台以上の普通車の駐車ができるよう整備してください。
120	要求水準書(案)	13	第2	2	(2)			施設周辺の駐車スペース	「施設周辺において、新体育館供用開始時点で、可能な範囲で大会開催や日常的な利用に必要な平面駐車スペースを確保すること。」とありますが、これは新体育館整備予定地内の駐車場に新体育館から近接した場所に可能な範囲で平面駐車スペースを確保することということなのでしょうか。それとも、新体育館整備予定地以外に公園内に平面駐車スペースを確保する必要があるのでしょうか。また、「新体育館供用開始時点で」というのは、新体育館供用開始以降にも駐車場の整備を予定しているのでしょうか。	新体育館の供用開始時点で、新体育館整備予定地内の駐車場整備が完了していれば結構です。なお、新体育館供用開始以降に、東山体育館横の駐車場の再整備を行う可能性があります。
121	要求水準書(案)	14	第2	2	(4)		3項	新体育館の動線	「適切に音声誘導装置を配置」とありますが、近隣には住宅、学校があることから米子市様の設置基準についてご教示願います。	「鳥取県福祉のまちづくり条例」に基づき、床面積が合計1,000平方メートル以上の体育館は、出入口の音声誘導は必要です。
122	要求水準書(案)	14	第2	2	(5)			新体育館の諸室・機能に係る要求水準	プロスポーツの開催に耐えうる施設とありますが、合わせる必要のあるプロスポーツの施設整備基準をご教示ください。	現在、米子産業体育館においてVリーグとBリーグの試合を年間1・2回程度開催しておりますので、その機能は引き継ぎたいと考えております。
123	要求水準書(案)	14	第2	2	(5)			新体育館の諸室・機能に係る要求水準	プロスポーツや全国規模の大会開催を視野に入れておられますが、大会本部室や審判室等は整備と運営も併せて、PFI事業者側の提案と考えてよろしいでしょうか。	詳細は提案に委ねますが、会議室等を大会時には本部室や審判室等として運用することでも問題ありません。
124	要求水準書(案)	14	第2	2	(5)	①		メインアリーナ	車いす利用者等の観客スペースを設置とありますが、想定している利用者数はありますでしょうか。	車いす用の観客席は10席以上とし、2箇所以上の異なる位置に分散して配置してください。
125	要求水準書(案)	14	第2	2	(5)	①		メインアリーナ	メインアリーナの仕様がフローリングで、かつ障がい者にとっても利用しやすい施設とに記載がある以上、車いす利用者のスポーツ利用を想定できます。全国の車いすを利用できるアリーナで、フローリングが車いす利用により傷つき、5年程度で修繕、10年程度で床自体の張り替えとなるケースがよく見受けられます。本事業でこのような事態となった場合、PFI事業期間内で修繕を行うこととなりますが、これらの費用は不可抗力として貴市によって修繕が行われるという認識で宜しいでしょうか。またこの場合工事期間中は休館を余儀なくされることが予測されますが、維持管理費等の費用についてはどのように扱われるのでしょうか。	競技用の車いすは施設の床材を傷つけないよう工夫がされており、フローリング床で車いす競技を行うことで、他の競技と比較して著しく施設が損傷するとは考えておらず、それに伴い事業期間中にアリーナの中・長期的な使用停止を伴うフローリングの大規模な張替は想定しておりません。仮に該当する工事が必要となった場合は、大規模修繕となるため県市の負担により対応することとなりますが、使用停止により収入だけでなく維持管理・運営に係る費用も減少すると考えますので、支出と収入の双方の状況を整理した上で、別に協議して対応方針を決定することとなります。
126	要求水準書(案)	14	第2	2	(5)	①		メインアリーナ	メインアリーナ3,000席程度とありますが、程度は±10%と考えて宜しいでしょうか。	下限としてはご理解のとおりです。上限としては、募集要項で示す提案上限額の中で対応可能な範囲内であれば、+10%以上となっても差し支えありません。



回答番号	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	細目	項目名	質問事項	公表回答
127	要求水準書(案)	14	第2	2	(5)	①		メインアリーナ	3,000席の観客席の内、固定式と可動式の割合の目安などはありますでしょうか。	概ね固定式2,000席、可動式1,000席の配分を想定しております。
128	要求水準書(案)	15	第2	2	(5)	②		サブアリーナ	観客席600席は、全て固定席と考えてよろしいでしょうか。	全て固定式としてください。
129	要求水準書(案)	15	第2	2	(5)	②		サブアリーナ	米子産業体育館の展示使用をご教示ください。	米子産業体育館の展示使用等に係る令和4年度の状況は、以下のとおりです。 ＜メインアリーナ＞ どてらい市（株式会社山善が事務局として開催する展示即売会）、米子ケヤキ通り祭り（雨天時会場）、部落解放研究全国集会、福米中学校文化祭、福米西小学校卒業式 ＜サブアリーナ＞ AMERICAN POP UP STORE、木の住まいフェア、新型コロナワクチン接種会場、あけぼの幼稚園ハロウィン、集会、労福協まつり
130	要求水準書(案)	15	第2	2	(5)	③		武道場	現在利用されている団体会用倉庫または物置スペース等は、必要でしょうか。必要な場合、団体数や必要面積をご教示ください。また、400㎡の中で、確保する必要があるでしょうか。	器具の収納できるスペースが最低限確保できればそれで問題ありません。剣道場、柔道場ともそれぞれ400㎡の中に収納スペースを含めることを想定しています。
131	要求水準書(案)	15	第2	2	(5)	③		武道場	柔道場の規格に関して、講道館柔道試合審判規定と国際柔道連盟試合審判規定の2種類の規定が存在するが、前者の規定を満たすものとの認識でよいかご教授いただきたい。	柔道場の規格については以下のとおりとしてください。 ・畳の種類：（公財）全日本柔道連盟公認用具とする ・畳の色：整備時点の国際柔道連盟試合審判規定による ・畳の大きさ：1.82m×0.91mとする
132	要求水準書(案)	15	第2	2	(5)	④		会議室	「面積は合計500㎡程度」とありますが、必要となる1室の最大面積をご教示ください。	特に指定はありませんが、最大で250㎡程度の会議室（通常は分割使用）が確保できると幅広い運用に期待できると考えております。
133	要求水準書(案)	15	第2	2	(5)	⑤		更衣室	更衣室は利用者の利便性を考慮し、施設内に分割して計画することは可能でしょうか。	更衣室を施設内で分割することは可能です。
134	要求水準書(案)	15	第2	2	(5)	⑩		防災機能	防災倉庫の設置については、市において別途行うことを想定している。とありますが、防災倉庫からの搬入経路を想定するため、設置想定場所をご教示ください。	現補助グラウンド敷地内の山側を想定しています。
135	要求水準書(案)	16	第2	2	(5)	⑦		事務室	市の職員とPFI事業者が使用する事務室と考えてよろしいでしょうか。また、市の職員の必要席数をご教示ください。	市の職員は事務室を使用する想定はありません。
136	要求水準書(案)	16	第2	2	(5)	⑤		更衣室	併設されるシャワー室において、シャワーの基数に対する要求はあるでしょうか。	特にありませんが、VリーグやBリーグの試合の開催を想定し、必要と思われる数を提案いただくようお願いいたします。
137	要求水準書(案)	17	第2	2	(5)	⑩		防災機能	「非常用発電装置及び防災倉庫の設置については、新体育館と並行して、市において別途行う」と記載ありますが、27pに記載ある「本事業とは別に、、、」と同事業という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	要求水準書(案)	17	第2	2	(5)	⑪		ユニバーサルデザイン・バリアフリー	車いす利用者がエレベーターを利用することなくメインアリーナ観客席に移動ができる動線（スロープ等）とありますが、屋内外の規定はありますでしょうか。	記述の見直しも含め、募集要項公表時に考え方をお示しします。
139	要求水準書(案)	17	第2	2	5	⑪		ユニバーサルデザイン・バリアフリー	「車いす利用者がエレベーターを使用することなくメインアリーナ観客席に移動ができる動線（スロープ等）を確保すること。」とあります。1階・2階など複数の階に車いす席を設ける場合、各階の全ての車いす席へエレベーターを使用することなく移動ができる動線（スロープ等）が必要ということでしょうか。もしくはいずれかの車いす席へエレベーターを使用することなく移動ができる動線（スロープ等）が確保できていれば、その他の車いす席へはエレベーターを使用した動線を確保すれば足りるということでしょうか。各階全ての車いす席に必要となると敷地内の高低差、施設の階高からかなりの長さのスロープが必要となることが予想されます。	記述の見直しも含め、募集要項公表時に考え方をお示しします。
140	要求水準書(案)	17	第2	2	(5)	⑫		諸室床面積水準	床面積の総計は12,000㎡程度とありますが、程度は±10%と考えて宜しいでしょうか。	要求水準を実現できるのであれば、面積については±10%以上となっても構いません。ただし、活用を見込んでいる起債の要件の都合上、延床面積は16,000㎡を超えないでください。
141	要求水準書(案)	19	第2	3	(1)			基本的な考え方	ZEB Ready クラス以上を目指すこととありますが、ZEB Readyとした根拠をご教示ください。	県市で共同整備した鳥取県西部総合事務所鞆町庁舎をZEB Readyとして整備することとしており、同様の整備手法による公共施設として同水準を目指すこととしました。
142	要求水準書(案)	19	第2	3	(1)			基本的な考え方	「ZEB Readyクラス以上を目指すこと」とは、ZEB Readyクラス未満の提案を行なったとしても、定性評価における加点は見込めないものの、要求水準未達による失格にはならない、との理解でよろしいでしょうか。	現時点ではご理解のとおり条件を予定しています。詳細は募集要項等の公表時にお示しします。
143	要求水準書(案)	19	第2	3	(1)			基本的な考え方	「ZEB Readyクラス以上を目指すこと」とありますが、貴市として具体的にZEBに係る補助金の活用をされるお考えはおありでしょうか。	施設整備に当たっては、国土交通省所管の都市構造再編集中支援事業補助金の活用を想定しており、その他の補助制度活用は現時点で想定しておりません。ただし、上補助金の対象外経費で他の補助金の補助対象となるものがあれば、活用を検討する可能性があります。
144	要求水準書(案)	20	第2	4	(1)			空調設備	「競技に影響を与えないものであること」と記載がありますが、競技レベルによって、影響を与える度合いが異なると思料します。競技への影響について、具体的に明示していただけないでしょうか。	バドミントンを行う際にシャトルが風の影響を受けないように整備してください。

回答番号	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	細目	項目名	質問事項	公表回答
145	要求水準書 (案)	23	第2	4	(3)			防犯設備	カード及び電気錠による入退出制御とありますが、建物の主要な出入口のみを対象と考えてよろしいでしょうか。	主要な出入口のみを対象とします。
146	要求水準書 (案)	24	第2	4	(3)			太陽光発電設備	太陽光発電設備の設置及び新体育館等への配線・接続関係の工事は、全て貴市の費用負担と工事発注及び管理責任において進められるものと考えてよろしいでしょうか。	発注者の負担において対応する考えですが、設計着手段階において対応方針の協議をさせていただきます。
147	要求水準書 (案)	24	第2	4	(3)			太陽光発電設備	「50kW以上の設置予定」とありますが、設置場所、予定寸法、重量、設置方法、発電した電気の使用方法など詳細に内容をご教示願います。	太陽光発電設備について、仮に50kwとした場合は屋根占有面積約240㎡、屋根荷重約3tを見込んでおります。また、パワーコンディショナーは壁面設置とし、約65kg程度の荷重を見込んでおります。その他については、募集要項公表時にお示しします。
148	要求水準書 (案)	24	第2	4	(3)			自家発電設備	「自家発電設備の設置予定」とありますが、設置場所、予定寸法、重量、設置方法、供給先、連続運転日数、地下タンクなど詳細に内容をご教示願います。また、非常用発電設備以外（水・ガス設備等）は不要の理解でよろしいでしょうか。	現在の想定は以下のとおりです。 ・設置場所：現補助グラウンド山側 ・予定寸法：建床約240㎡（2階建て） ・発電機容量2,000KVA（1,000KVA×2台）燃料タンク14,000ℓ（3台）、燃料ポンプ（2台） ・機能：サブアリーナ及び武道場の空調及び必要な電源・照明（72h） ※その他設備（水・ガス等）は予定ありません。
149	要求水準書 (案)	24	第2	4	3			電気設備	太陽光発電設備について「本事業とは別に、市において環境省の「脱炭素先行地域づくり事業」を活用し、50kW以上の設備設置を予定している。」とありますが、新体育館敷地内での計画でしょうか。太陽光パネル・機器設置スペース、関連設備など新体育館側（体育施設整備業務）で考慮すべき項目があればご提示願います。また、設備が重複するため応募者側からの太陽光発電設備設置の提案は控えた方が良いでしょうか。	太陽光発電装置の設置場所は新体育館屋根を想定しております。詳細については、設計着手段階で協議により決定することとしております。自主事業としての提案の取扱いについては募集要項公表時にお示しします。
150	要求水準書 (案)	25	第2	5				電源設備仮移転業務に係る要求水準	既設の「市民体育館の敷地内に設置されている受変電設備」の詳細をご提示願います。	以下のとおりです。 ・受電設備の容量：770KVA ・最大電力：413Kw ・受電電圧：6,600V ・非常用予備発電設備 ：発電機定格出力20+30Kw2台 ：発電機定格電圧220V 原動力ディーゼル
151	要求水準書 (案)	25	第2	5				電源設備仮移転業務に係る要求水準	「市民体育館の解体着手から新体育館整備までの間、米川以西の公園内既存体育等施設及び公園内その他施設へ電気を提供するための屋外受変電設備を市と協議の上決定する場所にリースにより設置し、各施設へ電気を提供すること。」とありますが、本業務範囲は屋外受変電設備のリース（設置工事、市民体育館からの切替工事及びリース料負担）及びリース終了後の撤去工事と考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	要求水準書 (案)	25	第2	5				電源設備仮移転業務に係る要求水準	東山水泳場以外の米川以西の各施設は新体育館の受変電設備から電気を提供するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
153	要求水準書 (案)	26	第2	7	(3)			解体及び撤去工事業務の要求水準	解体対象施設内に存在する備品については、「平成30年6月22日環循適発第1806224号：建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）」に基づき、解体着手時までに市において完全撤去・処分済みという理解でよろしいでしょうか。残置物がある場合、許可業を持たないSPCでは廃掃法上、処分を行うことができません。	備品に関しては募集要項等の公表時にお示しします。既存備品を本事業でも継続して使用するか撤去するかも併せて公表する予定です。処分の考え方についても同様です。
154	要求水準書 (案)	26	第2	8	(2)			設計業務の実施体制	設計業務を複数の者で実施する場合、設計業務責任者は設計企業を構成する複数の企業の中から記載の要件（：「設計業務責任者は、建築設計一式委託（請負）による設計業務を統括した経験若しくはそれに準じる立場で業務を行った者」）を満たす任意の者を配置できると考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
155	要求水準書 (案)	27	第2	8	(3)	①	イ	基本・実施設計業務	「太陽光発電設備」及び「防災倉庫（中に非常用発電設備を収納）」については、本事業外で市が設置とありますが、大きさ・重さや提案上考慮すべき事項の詳細についてご教示ください。また、設計時に上記設備に起因する設計変更が生じた場合、増額費用は市が負担されるという理解でよろしいでしょうか。	太陽光発電設備について、仮に50kwとした場合は屋根占有面積約240㎡、屋根荷重約3tを見込んでおります。また、パワーコンディショナーは壁面設置とし、約65kg程度の荷重を見込んでおります。防災倉庫の面積想定については、募集要項において示します。設計については、あらかじめこれらを考慮して行っていただくようお願いいたします。募集時点の状況から予定が大幅に変更となるなど、設計変更リスクに定める市の指示又は市の責めに帰すべき事由に該当する場合は、リスク分担保に基づき市において負担することになると考えております。
156	要求水準書 (案)	27	第2	8	(3)	イ		基本・実施設計業務	「本事業とは別に、市において環境省の「脱炭素先行地域づくり事業」を活用し、施設屋根への太陽光発電～防災倉庫の整備を予定しており、それらを前提とした設計を行うこと。」とありますが、設置場所は市との協議で決定という認識でよろしいでしょうか。	太陽光発電設備及び防災倉庫の設置場所の詳細に関しては、設計業務の着手に当たり双方で協議した上で決定することを想定しています。
157	要求水準書 (案)	30	第2	8	(1) (2)	① ②		監理業務の実施体制 応募者の資格要件	監理業務を複数の者で実施する場合、監理業務統括責任者及び監理業務責任者は監理企業を構成する複数の企業の中から記載の要件（監理業務統括責任者：「建築、空調設備、衛生（消火）設備、電気設備等を統括した工事監理経験を有する一級建築士」、監理業務責任者：「それぞれの分野で監理業務の経験を有する」）を満たす任意の者を配置できると考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	要求水準書 (案)	31	第2	10	(2)		1項	工事監理	「市に定期的に報告すること」とありますが、対面（リモート含む）報告または電子報告などどのように報告を行うのかご教示願います。	状況に応じ対面や電子報告を使い分けることになると考えます。

回答番号	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	細目	項目名	質問事項	公表回答
159	要求水準書 (案)	31	第2	11	(2)			備品等調達設置業務にかかるとする要求水準	リース方式も認めるとありますが、事業終了後リースで調達した備品は、リース期間が終れば返却するという事なのでしょうか？	リースした備品に関しては、維持管理運営期間中の利用を可能とすることとし、終了後の措置は別途市と協議の上で設定することとしますが、基本的には継続して使用することとします。
160	要求水準書 (案)	31	第2	11	(2)			備品等調達設置業務にかかるとする要求水準	リース期間は、通常5～10年といった期間となり、維持管理・運営期間約15年間を通じた平準化払いとならないのですが、そういった場合はリースは認められないのでしょうか？	要求水準書に記載のとおり、本事業で整備する備品の調達方法について、買取（購入）方式を基本と考えています。事業者の提案により合理性がある場合等にリースを認める予定ですので、リース方式による場合の調達方法や支払い方法等は、募集要項等の公表時にお示しする本事業の対価支払い方式に準ずることを前提とします。
161	要求水準書 (案)	31	第2	11	(2)			備品等調達設置業務にかかるとする要求水準	リース物品の所有者となるには、リース契約の契約者となる必要があると推察致しますが、契約形態はどのようにお考えでしょうか？(市とSPC間の事業契約に加え、市とSPCとリース会社による三者契約が必要でしょうか？)	基本的な考え方は回答160のとおりです。必要な契約及び、契約内容としてリスク分担等が買取方式と同等になるような契約方式をご提案ください。
162	要求水準書 (案)	31	第2	11	(2)			備品等調達設置業務にかかるとする要求水準	リース方式を活用しようとする上記のように様々な課題がありますが、リース方式での提案が認められるのは、具体的にどのようなケースを想定されておられるのでしょうか？	回答160の前段部分のとおりです。
163	要求水準書 (案)	31	第2	11	(2)			備品等調達設置業務にかかるとする要求水準	リース対象物品は、屋外キュービクルのみではなく、それ以外の機器・備品も対象という理解でよろしいでしょうか。その場合、リース対象物品の支払いはどのようにお考えでしょうか？	回答160のとおりです。
164	要求水準書 (案)	31	第2	11	(2)			備品等調達設置業務にかかるとする要求水準	リース物品の小修繕対応はどのようにお考えでしょうか？リース期間満了前的小修繕(もしくは更新)は、権利上SPCとして対応が難しい可能性はないのでしょうか？	基本的な考え方は回答160のとおりです。買取方式と同等の対応ができる方式をご提案ください。
165	要求水準書 (案)	34	第3	2	(2)	②		予約受付業務	当該頁以降にも記載されている、貴県及び貴市の運用している予約システムとは、『とっとり施設予約サービス - P-k a s h i k a n』のことという認識で間違いはないでしょうか？また、貴県及び貴市が運用されているものであることから、当該予約システムの利用率及びメンテナンス料の負担、並びにメンテナンスにかかる一切の手続等は事業者によるものではないという認識でよろしいでしょうか？	現行の予約システムについてはお示しいただいたもので間違いありません。当該システムの運用に係る経費は発注者側で負担します。令和9年度以降は後継のシステムに引き継がれる可能性があります。その際も同様に発注者側で負担する考えです。
166	要求水準書 (案)	34	第3	2	(2)	②		予約受付業務	現行の県及び市の運用している予約システムの使用料はかからないという理解でよろしいでしょうか。また、後継として運用することとなる予約システムは県及び市にて更新費用を負担いただけるのとことでしょうか。	現行の予約システムの使用料は県市において負担します。後継となるシステムを運用することとなる場合は、システムの開発に係る経費も含め県市で負担する考えです。
167	要求水準書 (案)	34	第3	2	(3)	①		開館式典内覧会	「開館式典及び内覧会の実施」とありますが、この費用負担のお考えをご教示願います。また、渋滞対策などの式典内覧会以外の費用負担の考えも合わせてお示しください。	開館式典及び内覧会の実施に係る費用は募集要項で示す提案上限額の中に入れておきます。
168	要求水準書 (案)	34	第3	2	(3)	②		開館記念イベント	「開館記念イベント」とありますが、この費用負担のお考えをご教示願います。また、渋滞対策などの開館記念イベント以外の費用負担の考えも合わせてお示しください。	開館式典及び内覧会の実施に係る費用は募集要項で示す提案上限額の中に入れておきます。
169	要求水準書 (案)	35	第4	1	(3)			業務の対象範囲	「大規模修繕は業務の対象範囲に含まないものとする」とありますが、大規模修繕はどの程度の修繕かお考えをお聞かせ願えないでしょうか。	大規模修繕は、資産価値の向上又は耐用年数の延長につながるものと定義しております。具体的な費用の目安については、募集要項の公表時に示すことを検討しています。
170	要求水準書 (案)	36	第4	1	(3)			業務の対象範囲	県営水泳場との維持管理境界について、ご提示願います。	資料24として追加いたします。
171	要求水準書 (案)	36	第4	1	(5)			業務の実施体制	「維持管理業務統括責任者」「維持管理業務責任者」の常駐、非常駐の別はPFI事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	要求水準書 (案)	36	第4	1	(5)			業務の実施体制	維持管理業務統括責任者は非常勤でも可との理解で良いでしょうか。	要求水準書に定める役割を果たすことができれば雇用形態は問いません。
173	要求水準書 (案)	37	第4	1	(6)(7)			業務水準書・計画書	「業務水準書を作成」、「年度業務計画書を作成」とありますが、指定様式がある場合はご提示願います。	様式はありません。事業者が提示する様式について市と協議する予定です。
174	要求水準書 (案)	37	第4	1	(8)			業務報告書	「日報、月次報告書、上半期報告書、年次報告書」とありますが、指定様式がある場合はご提示願います。	米子市指定管理者制度適用施設モニタリング基本方針を資料25として追加しますのでご覧ください。
175	要求水準書 (案)	37	第4	1	(8)			業務報告書	「報告書は市へ報告すること」とありますが、対面（リモート含む）報告または電子報告などどのように報告を行うのかご教示願います。	状況に応じ対面や電子報告を使い分けることになるかと考えます。

回答番号	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	細目	項目名	質問事項	公表回答
176	要求水準書 (案)	38	第4	2	(1)	②		業務の対象範囲	建築物保守管理業務について以下3点、ご回答をお願いいたします。 ①建築物保守管理業務の対象に「太陽光発電設備」と「自家発電設備」は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。要求水準書(案)24頁ではこれらの設備については「本事業とは別に」市が設置するとあります。 ②もし、上記2設備が建築物保守管理業務の範囲内に含まれる場合、SPCが電気事業法上の「みなし設置者」になる場合があるとの理解でよろしいでしょうか。市が設置されるので設備のスペックが応募者側では把握できず、法対象設備か否かの判断ができません。 ③SPCが「みなし設置者」になる場合、電気主任技術者の現場常任配置や保安協会への委託など、PFI事業者における費用負担が生じます。サービス対価にはこれらの費用も計上のうえ積算されているという理解でよろしいでしょうか。	太陽光発電設備及び自家発電設備に関する法定点検については市において対応する考えです。
177	要求水準書 (案)	38	第4	2	(1)	③		要求水準	部材の劣化、腐食等は迅速に修繕し、金属部の錆やカビ等の防止することあるが、現場見学会時に確認した限りでは、米子市民体育館以外の施設において、既に部材の劣化、腐食等や金属部の錆やカビ等が散見され、美観が維持できる状態を保てていない箇所を複数、お見受けいたしました。その様な箇所については、どの様にお考えでしょうか。どう考えても新体育館と同条件の保守内容は当てはまらないと思われますので、建築物保守管理の要求として新体育館に求める水準と、公園内既存体育施設に求める水準を同一とすることは現実的ではないと考えますが、全対象施設に同一の水準を求めるのでしょうか。	新体育館及び新規に整備する施設や、要求水準書(案)第7 東山公園内での工事予定に関する事項に示す市が別途行う工事により修繕等を行われた範囲を除く、既存の施設や公園等については、業務開始時時点外観や汚損等の状況を基本とし、安全かつ適切な性能・機能が維持できる状態に保つこととします。事業契約後、維持管理業務開始時までに、安全かつ適切な業務遂行に支障があると思われる箇所がある場合は市と協議を行うこととします。要求水準書を修正し公表いたします。
178	要求水準書 (案)	38	第4	2	(1)	③		要求水準	部材の劣化、腐食等は迅速に修繕し、金属部の錆やカビ等の防止することあるが、見学で現調した限りでは、米子市民体育館以外の施設において、既に部材の劣化、腐食等や金属部の錆やカビ等が散見される状況でしたが、当事業の維持管理開始までには、そのような箇所も修繕が必要が無い状態もしくは、必要が無いというご認識での管理開始を想定しておられるのでしょうか。	回答177のとおりです。
179	要求水準書 (案)	39	第4	2	(2)	③	イ	法定点検	法定点検は、県営水泳場を除く公園内全体を実施することよろしいでしょうか。また、法定点検の方法は、公園内一斉点検または施設毎点検などPFI事業者の提案による点検実施でよろしいでしょうか。	法定点検は県営水泳場を除いた公園全体を実施することです。点検方法についてはPFI事業者の提案に委ねます。
180	要求水準書 (案)	39	第4	2	(3)	①		業務の目的	県及び市が用意された備品の管理についてもPFI事業者にて管理の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	要求水準書 (案)	39	第4	2	(3)	③		要求水準	運動用具(バスケットボール等)の記載がありませんが、これはPFI事業者で用意する必要がありますでしょうか。	器具の必要数については別途資料でお示ししますが、ボール等の用具については原則利用者に準備いただく想定です。ただし、施設側で貸し出すことを提案いただいても結構です。
182	要求水準書 (案)	40	第4	2	(4)	③	イ	植栽	外構の高木・低木の種類、過去の植栽方法、芝の面積、過去の芝の手入れ方法など資料の公表をお願いいたします。	・木の種類については、資料26として追加します。ただし、こちらは平成17年度の指定管理者公募の際の資料となりますので、全てを網羅できていない可能性があることについて留意してください。 ・芝の面積については、市民球場：8,000㎡、東山球場：11,985㎡、陸上競技場：8,000㎡となります。 ・手入れ方法について、市のHP上 ( <a href="https://www.city.yonago.lg.jp/38618.htm">https://www.city.yonago.lg.jp/38618.htm</a> )で公表している令和3年度の指定管理業務実績に関連する項目がございますのでそちらをご確認ください。
183	要求水準書 (案)	41	第4	2	(5)	③	12項	要求水準	「ゴミ等の廃棄物は、市の指定する方法に従い」とありますが、内容をご教示願います。	米子市クリーン推進課HP ( <a href="https://www.city.yonago.lg.jp/1139.htm">https://www.city.yonago.lg.jp/1139.htm</a> )にゴミの出し方が掲載されておりますのでそちらをご覧ください。
184	要求水準書 (案)	42	第4	2	(6)	③	4項	要求水準	「大会・イベント時には、利用者の安全が確保できるよう誘導等の警備体制を整えること」とありますが、大会・イベントは具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。またこの警備費用は主催者側から別途徴収でよろしいでしょうか。	Vリーグ、Bリーグの試合開催(年間数試合)を想定しています。必要な対策を取る場合の費用負担については、主催者側と調整して対応してください。
185	要求水準書 (案)	42	第4	2	(7)			修繕業務	新規整備対象、維持管理業務対象においては、どのように貴市との修繕業務におけるリスク分担がなされるのかご教示ください。	大規模修繕については発注者において対応いたしますが、大規模修繕を除く経常修繕及び計画修繕については事業者負担となります。なお、新体育館については事業期間中の大規模修繕の実施は見込んでおりません。
186	要求水準書 (案)	42	第4	2	(7)	②	イ	公園内既存体育等施設	公園内既存体育等施設の修繕について、事業者が維持管理・運営を開始する令和8年4月1日までに市にて大規模な修繕等を行うことは予定しておりますでしょうか。予定している場合は、対象施設および修繕予定の内容をご教示願います。	令和6年度に市民球場のスコアボード、音響設備、照明灯、スタンド屋根を更新する計画があります。その他の施設においても修繕等を行う可能性があります。
187	要求水準書 (案)	42	第4	2	(7)	③		要求水準	「区分の不明確な案件については、市と都度協議」とありますが、既存の指定管理業務を踏まえ、協議の対象になる具体例がありましたらご教示ください。	具体例はございませんが、事業者において責任の所在が不明確だと考える案件については、都度協議していただいで構いません。
188	要求水準書 (案)	42	第4	2	(7)	②	イ	公園内既存体育等施設	大規模な修繕は市が自らの負担で実施することありますが、「大規模な修繕」の定義については具体的にお示しいただけませんか。	大規模修繕は、資産価値の向上又は耐用年数の延長につながるものと定義しております。具体的な費用の目安については、募集要項の公表時に示すことを検討しています。
189	要求水準書 (案)	45	第5	1	(6)			業務水準書	ここにある、統括管理責任者とは運営業務に関する統括管理責任者のことなのでしょうか。	ご理解のとおりです。工事監理業務と維持管理業務に関する同様の記述も含め、要求水準書を修正し公表いたします。

回答番号	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	細目	項目名	質問事項	公表回答
190	要求水準書 (案)	48	第5	2	(3)			使用料金	利用料金の設定はPFI事業者が諸々を勘案した上で提案できるとあるが、各施設における過去5年度分の利用実績と内訳がいただけるか。また現状の利用者への減免の有無および有の場合には減免による使用料金の取扱い(市又は県が同額を指定管理者へ補填等)をお示しいただきたい。併せてコロナ期間中の利用者減少における米子市補填の実績があるかお示しいただきたい。	・利用実績については県及び市のHPにそれぞれ公表しております。 市HP <a href="https://www.city.yonago.lg.jp/3323.htm">https://www.city.yonago.lg.jp/3323.htm</a> 県HP <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/31547.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/31547.htm</a> ・現状の減免の基準については資料27として追加しますが、新体育館における減免の考え方については募集要項公表時にお示しします。 ・コロナによる利用料収入減少に伴い、令和2年度及び3年度に市所管の一部指定管理施設に対し補助金を交付した実績があります。
191	要求水準書 (案)	48	第5	2	(4)			電気利用	このPPA事業者はどのように決められるご予定でしょうか。PFI事業者からPPA事業者を決めることは可能でしょうか。	PPA事業者は市において決定いたします。
192	要求水準書 (案)	48	第5	2	(4)			電気利用	太陽光発電装置の点検作業は、PPA事業者にて実施することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
193	要求水準書 (案)	49	第5	3	(1)	②	エ	予約受付システム	予約受付システムの利用料は貴市の負担で想定していますか。もしくは事業者の負担でしょうか。	発注者において負担いたします。
194	要求水準書 (案)	53	第5	3	(5)	①		運動プログラムの予約受付	事業者が独立採算で行う運動プログラムの予約についても、県及び市の運用している予約システムを使用し、予約受付・WEB支払いをすることが可能という理解よろしいでしょうか。その場合、使用料はかかりますでしょうか。	既存の予約システムで対応可能な範囲内であれば、運動プログラムの予約等に活用いただくことは差支えありませんし、それに伴い使用料を徴収することも考えておりませんが、既存システムではイベント等の申込みへの対応は難しいと思えますので、実際には新たに開設するHPで対応いただくことが想定されます。
195	要求水準書 (案)	53	第5	3	(5)	①		インターネットサーバー	「サーバーはPFI事業者において確保すること。」とありますが、これは事業者が運営準備期間に開設したHPのサーバーを指しているという理解でよろしいでしょうか。それとも、県及び市の運用している予約システムのうち、対象施設に係る部分のサーバーについても事業者にて確保する必要がありますでしょうか。	運営準備期間に開設いただくHPのサーバーを指しており、既存のシステムに関しては県市で対応いたします。
196	要求水準書 (案)	54	第6	1	(2)			民間付帯事業	民間付帯事業として、来場者の憩いの場・サービス機能として常設のカフェ等の運営は可能でしょうか。	提案いただくことは可能です。
197	要求水準書 (案)	54	第6	2	(1)		1項	実施条件	「事業者の提案に基づき 必要 となる業務及び業務実施に係る施設整備費、維持管理費、光熱水費を含む全ての費用を負担し、独立採算により運営すること」とありますが、本事業(維持管理・運営業務)に関わる光熱費は市負担によるものと理解してよろしいでしょうか。	本事業に関する光熱水費の取扱いの詳細は募集要項等の公表時にお示しします。
198	要求水準書 (案)	54	第6	2	(1)			実施条件	「事業者の提案に基づき・・・」という表現がございますが、「事業者」＝「PFI事業者」又は「事業者」は「PFI事業者」以外の民間事業者(構成員・協力企業以外)も含まれている どちらの主旨で理解したら良いでしょうか。	用語を修正し公表いたします。
199	要求水準書 (案)	54	第6	2	(1)			実施条件	民間付帯事業は事業者判断により事業期間中に事業内容の変更や取り止めを行うことは可能でしょうか。	一定期間経過後など、一定条件のもとで変更、取りやめを可能とする予定です。詳細は募集要項等の公表時にお示しします。
200	要求水準書 (案)	54	第6	2	(3)			民間付帯事業の実施期間等	「民間付帯事業に係る土地または建物の賃料・使用料は、原則民間付帯施設事業の運営に係る工事の開始日より発生する」とありますが、ここでの「運営に係る工事」とはどのような工事を想定されていますでしょうか。また、民間付帯事業に係る土地・建物の工事期間中は、独立採算事業としての収入がない期間であり、当該期間の賃料・使用料負担は、米子市民を始めとした利用者へのサービス価格に転嫁せざるを得ないことから、無償化への変更をお願いします。	「運営に係る工事」については、事業者の任意提案等により例えば飲食店等を設置する際の工事を想定しています。工事期間中の賃料・使用料については検討し、募集要項等の公表時にお示しします。
201	要求水準書 (案)	54	第6	2	(3)			民間付帯事業の実施期間等	民間付帯事業用施設を新体育館内や公園内既存体育施設内に設置することも可能と読み取れますが、上記施設内に設置した場合に必要な事業期間中の賃料・使用料の考え方や、事業終了時または民間付帯事業終了時における施設上の取扱いをご教示ください。	民間付帯事業用施設を新体育館や公園内既存体育施設に設置することは可能です。事業期間中の賃料・使用料等の考え方については募集要項等の公表時にお示しします。
202	要求水準書 (案)	56	第7					東山公園内での工事予定に関する事項	米子市様で設置される非常用発電機及び防災倉庫の点検作業は、米子市様で実施されることでよろしいでしょうか。	点検については市において対応します。
203	要求水準書 (案)	56	第7					東山公園内での工事予定に関する事項	本事業の対象外の事業ではあるが、運営対象施設に関する改修工事(市民球場のスコアボードの更新工事等)については、本事業の運営・維持管理業務が始まるまでに、補修・改修が完了しているという認識でよろしいでしょうか。上記でない場合(運営期間中に補修工事が発生する場合等)、それらに起因する施設の休業や施設利用制限による事業者の損害(使用料収入減少分等)は補償していただけますでしょうか。	スコアボード等、市民球場で予定している改修工事は令和8年4月1日までに完了する予定となっております。その他、市が本事業とは別に実施する工事に伴い、想定外の施設の休業等が生じた場合については、収入面と支出面双方を踏まえた上で、協議により対応方針を決定する考えです。
204	要求水準書 (案)	資料14						利用者実績	資料中の件数や人数はどの年度のものかご教示いただけませんか。また、傾向を知りたいので3年度分などの実績を開示いただけませんか。	資料14の実績は令和3年度分となります。それ以前の実績については、市のHP上( <a href="https://www.city.yonago.lg.jp/3323.htm">https://www.city.yonago.lg.jp/3323.htm</a> )で公表しております。
205	要求水準書 (案)	資料14						利用者実績	年代・男女別等の属性別の各施設利用者実績に関するデータがございましたら、ご公表いただけませんか。	今回お示しした以外の属性別のデータとして公表できるものはございません。
206	配付資料	資料14						利用者実績	利用者実績は何年度の資料であるかご教示ください。	年度の表記が漏れており失礼しました。資料14は令和3年度実績となります。

回答番号	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	細目	項目名	質問事項	公表回答
207	配付資料	-	-	-	-	-		公園内既存体育施設 図面	電気図・機械図を受領することは可能でしょうか。	電子データはありません。米子市スポーツ振興課での図面の閲覧及び写真撮影、必要に応じて一定期間の貸し出しは認めますので、希望者は以下までメールで問い合わせして下さい。問い合わせにあたっての電子メールの件名は「(企業名・提供希望資料名) 米子新体育館整備等事業」として下さい。  米子市経済部文化観光局スポーツ振興課 E-mail: sports@city.yonago.lg.jp
208	配付資料	-	-	-	-	-		公園内屋外トイレ図 面	電気図・機械図を受領することは可能でしょうか。	電子データはありません。米子市スポーツ振興課での図面の閲覧及び写真撮影、必要に応じて一定期間の貸し出しは認めますので、希望者は以下までメールで問い合わせして下さい。問い合わせにあたっての電子メールの件名は「(企業名・提供希望資料名) 米子新体育館整備等事業」として下さい。  米子市経済部文化観光局スポーツ振興課 E-mail: sports@city.yonago.lg.jp
209	配付資料	-	-	-	-	-		公園内屋外トイレ・ 図面	本図は米子市営東山陸上競技場南東の屋外トイレと読み取れますが、米子市営東山補助グラウンド内の敷地内屋外トイレは本図面と同じ建物と考えてよろしいでしょうか。	東山補助グラウンド内の敷地内屋外トイレの図面はございません。
210	配付資料	-	-	-	-	-		東山公園図面	電気図・機械図を受領することは可能でしょうか。	電子データはありません。米子市スポーツ振興課での図面の閲覧及び写真撮影、必要に応じて一定期間の貸し出しは認めますので、希望者は以下までメールで問い合わせして下さい。問い合わせにあたっての電子メールの件名は「(企業名・提供希望資料名) 米子新体育館整備等事業」として下さい。  米子市経済部文化観光局スポーツ振興課 E-mail: sports@city.yonago.lg.jp
211	配付資料	-	-	-	-	-		米子市民体育館図面	電気図・機械図を受領することは可能でしょうか。	電子データはありません。米子市スポーツ振興課での図面の閲覧及び写真撮影、必要に応じて一定期間の貸し出しは認めますので、希望者は以下までメールで問い合わせして下さい。問い合わせにあたっての電子メールの件名は「(企業名・提供希望資料名) 米子新体育館整備等事業」として下さい。  米子市経済部文化観光局スポーツ振興課 E-mail: sports@city.yonago.lg.jp
212	配付資料	-	-	-	-	-		図面	図面等資料の閲覧は可能でしょうか。	米子市スポーツ振興課での図面の閲覧及び写真撮影、必要に応じて一定期間の貸し出しは認めますので、希望者は以下までメールで問い合わせして下さい。問い合わせにあたっての電子メールの件名は「(企業名・提供希望資料名) 米子新体育館整備等事業」として下さい。  米子市経済部文化観光局スポーツ振興課 E-mail: sports@city.yonago.lg.jp
213	配付資料	-	-	-	-	-		測量図	現米子市民体育館及び米子市東山体育館の1階床レベルをご提示下さい。	配付資料9に市民体育館断面図、資料10に東山体育館断面図及び矩計図を追加しました。
214	配付資料	-	-	-	-	-		測量図	CADデータをご提供頂けますでしょうか。	CADデータは配付しますので、希望者は以下までメールで問い合わせして下さい。 なお、問い合わせにあたっての電子メールの件名は「(企業名・提供希望資料名) 米子新体育館整備等事業」として下さい。  米子市経済部文化観光局スポーツ振興課 E-mail: sports@city.yonago.lg.jp
215	配付資料	-	-	-	-	-		米子市民体育館・図 面	現米子市民体育館の断面図をご提供頂けますでしょうか。	配付資料9に追加しました。
216	要求水準書 (案)	14	第2	2	(4)			新体育館の動線計画	「アリーナ、武道場、観客席は原則下足での進入を不可とし」とありますが、観客席について全ての観客が靴を脱いで利用することを想定されているのでしょうか。 観客最大3,000人が靴を脱ぐような施設利用は考えにくいように思いますが、下足箱設置など想定されている設備・仕様・その他スペースの詳細(参考とされた類似事例でも結構です)をご提示願います。	既存の米子産業体育館では、2階観客席への入り口前のスペースで適宜靴を脱いで観客席へ入室する形式となっております。下足箱の設置はなく、外靴の取り扱いについては利用者の方各自にご対応いただいております。 既存施設がそのような利用方法であることから、新体育館においても同様の手法を想定しており、下足箱の設置は必須ではありません。